

【平和への権利と核廃絶】

人権理事会の諮問委員会草案には、核兵器など大量破壊兵器をなくす権利も挙げられていました（3条3項）。これは現在交渉の議論が進められている核兵器禁止条約とは別に、個人の権利の観点から、核兵器をなくすよう政府に求める権利があることを意味します。平和への権利・国連宣言の内容を、この諮問委員会案のように具体化してきましょう。